

【テキスト】

西田幾多郎全集(旧版)第4巻『働くものから見るものへ』「場所」「三」の第1段落。234頁の4行目から2行目から10行目まで。

【テキスト要約】

第3節の第1段落では、「対立的無の場所」から「真の無の場所」に転ずる「門口」としての「意識一般」について論じられている。233頁では、「有無対立の立場」から「真の無の立場」に移るには、「回転」や飛躍があることが強調されると読み取れる。「意識一般の立場」は「その回転の点」として位置づけられている。この点で、「意識一般」の立場は「対立的無の立場」と「真の無の立場」との二重構造からなっていると考えられる。

233頁8行目から234頁の4行目までの内容をまとめると、西田からすれば、「カントのいわゆる意識一般の立場」は、①すべて有るものを「認識対象」「認識対象界に映されたる影像」即ち<現象>として映す「意識作用」(「判断作用」)の意義を持ちながら、②「全然作用を超越(233、1)」し、「単なる超越的对象(引用者:物自体)を見る意識一般(233、3)」という意義をも持つ二義的なものである。

意識一般に含まれている二義性はどう関わるのが当然、問題となる。「(②)全然作用を超越すると考えられる意識一般は、如何にして(①)意識作用と結合するであろうか」という問いが生じる。

意識一般の立場は①すべて有るものを「認識対象」(「映されたる影像」)として映す「意識作用」の段階においての限り、どこまでも映すものと映されるものが対立しているから、なお「対立的無の立場」にとどまる。一方、「意識一般」は決して対象化されるべきではない。西田が言うように「意識一般」は「働く意識」すなわち「意識作用」ではなく、「(判断作用)」を「認識対象」とするものである(233、11)。

234頁の4行目からの内容は意識一般は「対立的無」の立場から「真の無」の立場に転ずる場面である。②「全然作用を超越すると考えられる」「カントのいわゆる意識一般」に対して、西田は「真にすべてを対象化する意識一般は作用を超越するものでなく、何処までも自己の内に退いて、すべての対象を包むものでなければならぬ。無にして有を包むものを意識とするならば、無限に深き意識の意味がなければならぬ。所謂意識一般とは対立的無より真の無に転ずる門口である」と述べている。つまり、意識一般は「対立的無」の立場から「真の無」の立場に転ずるには、それはカントが思ったように、意識作用を「認識対象」として外に超越しているのではなく、意識作用を自己の内に包む形で超越する必要がある。何故ならば、意識一般は意識作用(「判断作用」)を「認識対象」にしている限り、何処までも「真の無」の立場に到達できないからである。というのは、意識一般は「意識作用」を「認識対象」として映していることを考慮すれば、意識一般がさらに「認識対象」となった意識作用を統一し、構成しようとしている。しかし、この時、それ自身は結局一種の統一「作用」あるいは構成「作用」になってしまう。しかし「作用」になった意識一般はすでに真の意識一般ではない。それがすでに真の「意識一般の立場において見られたる認識対象に過ぎない」からである。そうすると、「作用」になった意識一般はまた「認識対象」として真の意識一般に映される

ようになる。このように意識一般は外に意識作用を対象として超越しようとしたら、それ自身がどこまでも作用になってしてしまうから、どこまでも真の意識一般そのもの（作用の作用）に到達することができない。それは「どこまでも自己の内に退く」ことであり、いわば無限後退である。こうして、意識一般の活動は内外の対立・映すものと映されるものの対立を抱えており、その矛盾対立の極限において躓く。そこにおいて初めて、西田が考えている「無にして有を包むもの」「すべて有るものがおいてある場所」としての「意識一般」の立場に開かれる。つまり、意識一般は作用を外に超越する「対立的無」の立場から作用を内に包む「真の無」の立場に転ずるのである。

それによって、場所の第一段階「対立的有」の場所において「不可知なる力の作用」であったものは場所の第二段階「対立的無」の場所において「意識作用」となり、「真の無の門口たる意識一般を超ゆることによって」、場所の第三段階「真の無」の場所において「広義における意志作用」となる。こうして、判断作用と意志作用は実は同一の作用の「表裏」と考えることができるとされる。判断作用の裏面には意志作用がある。ここで、西田は知識と情意（価値）との結合を試みると思われる。それはちょうど「かかる対象界（引用者：「内面的意味の世界」）を見る意識一般は、単なる超越的对象を見る意識一般と同一の意義のものであろうか」という問いの答えになるだろう。